

平成 26 年度日本産業精神保健学会 研究助成制度 応募要項

1. 研究助成の目的

勤労者の精神保健の維持および増進に寄与する若手学会員の産業精神保健領域の研究活動を学会として支援する。

2. 対象

応募対象者は、応募時点で下記のすべての要件を満たすものとする。

- A. 日本産業精神保健学会の正会員であること。
- B. 研究主任者は満 40 歳以下であること。
- C. 会費の未納入がないこと。
- D. 当学会からの他の研究助成を受けていないこと。
- E. 当学会に対し、同一年度に複数の応募申請をしていないこと。
- F. 過去 5 年間に本助成を受けていないこと。
- G. 同一主題で他の機関・団体等に研究費等を申請していないこと。

3. 助成対象分野

産業精神保健に関する領域の研究

4. 助成件数

年間 2 件まで

5. 助成金額

審査の上、下記のいずれかの金額を助成する。

10 万円、15 万円、20 万円、25 万円

6. 研究期間

1 年

(※ただし、継続希望の場合は申請・審査の上で継続を認めることがある)

7. 募集締め切り

平成 25 年 9 月 30 日 (必着)

8. 応募方法

所定の申請書に必要事項を記載し、日本産業精神保健学会事務局宛に提出する。

尚、採択の可否については平成 25 年 12 月末日までに申請者に通知する。

9. 選考方法

研究推進委員会が設置する研究助成審査委員会にて審査を行い、常任理事会の承認を経て決定する。

10. 研究成果の扱い

当学会における大会での口演発表および学会誌「産業精神保健」での発表を必須とする。発表の際は、本研究助成を受けての研究であることを明記すること。

11. 会計報告

研究助成金の使途は研究活動に必要な消耗品費、人件費・謝金、旅費等である。領収証をとり、別に定める様式で当学会に会計報告を行う。

※お問い合わせは、学会事務局までメール（mentalhealth@shunkosha.com）にてお願いします。